## 他の政令の改正に係る新旧対照表

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令(平成十一年政令第百五十六号) (第二十四条関係)	債権管理回収業に関する特別措置法施行令(平成十一年政令第十四号) (第二十二条関係)	組合等登記令 (昭和三十九年政令第二十九号) (第二十一条関係)	住宅融資保険法施行令(昭和三十年政令第百三十二号) (第二十条関係)	年金積立管理運用独立行政法人法施行令(平成十六年政令第三百六十六号) (第十九条第五号関係)	確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号) (第十九条第四号関係)	金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行令 (平成十年政令第三百七十一号) (第十九条第三号関係) 15	日本銀行法施行令 ( 平成九年政令第三百八十五号 ) ( 第十九条第二号関係 )	厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号) (第十九条第一号関係)	消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令 (平成十九年政令第百七号) (第十八条第八号関係) 12	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令 (平成十七年政令第百四十六号) (第十八条第七号関係)11	信託業法施行令 ( 平成十六年政令第四百二十七号 ) ( 第十八条第六号関係 )	(第十八条第五号関係)	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令(平成十四年政令第二百六十一号)	確定拠出年金法施行令 ( 平成十三年政令第二百四十八号 ) (第十八条第四号関係 )	地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号) (第十八条第三号関係)	平成四年政令第二百九十号) (第十八条第二号関係)	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令 (	中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号) (第十八条第一号関係)	
---	--	----------------------------------	------------------------------------	--	--	---	--	--------------------------------------	--	--	--	-------------	--	--	--	---------------------------	--	--	--

中小企業等協同組合法施行令 (昭和三十三年政令第四十三号)

の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。以下この一(事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会(法第九条)	るものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。	知事を除く。以下同じ。) の権限に属する事務のうち次の各号に掲げ	三項を除く。) 並びに第百六条の三に規定する行政庁 (管轄都道府県	から第四項まで、第百六条第一項から第三項まで、第百六条の二(第	第二項、第百五条の三第一項から第四項まで、第百五条の四第一項	第九十六条第五項、第百四条、第百五条、第百五条の二第一項及び	第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、	十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、	二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五	条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の	第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九	九第五項において準用する場合を含む。)において準用する保険業法	いて準用する場合を含む。)、法第九条の七の五第二項 (法第九条の	六の二第一項及び第四項(これらの規定を法第九条の九第五項にお	第二十九条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三並びに第九条の	(都道府県が処理する事務)	改正案
の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。以下この一の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。以下この一事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会(法第九条	るものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。	知事を除く。以下同じ。)の権限に属する事務のうち次の各号に掲げ	三項を除く。) 並びに第百六条の三に規定する行政庁 (管轄都道府県	から第四項まで、第百六条第一項から第三項まで、第百六条の二(第	第二項、第百五条の三第一項から第四項まで、第百五条の四第一項	第九十六条第五項、第百四条、第百五条、第百五条の二第一項及び	第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、	十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、	二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五	条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の	第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九	九第五項において準用する場合を含む。)において準用する保険業法	いて準用する場合を含む。)、法第九条の七の五第二項 (法第九条の	六の二第一項及び第四項 (これらの規定を法第九条の九第五項にお	第二十九条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三並びに第九条の	(都道府県が処理する事務)	現行

事務その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事区域を超えるものに限る。)に関する内閣総理大臣の権限に属する二条第一項に規定する貸金業であるもの(その地区が都道府県の業の全部又は一部が貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第項において同じ。)でその組合員の資格として定款に定められる事

大臣の権限に属する事務その主たる事務所の所在地を管轄する都の地区が都道府県の区域を超えるものに限る。)に関する内閣総理法律第三十二号) 第二条第一項に規定する貸金業であるもの (そ業の全部又は一部が貸金業の規制等に関する法律 (昭和五十八年項において同じ。)でその組合員の資格として定款に定められる事

2~4 (略)

道府県知事

2 { 4

(略)

<u>-</u> 了 四

(略)

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令(平成四

年政令第二百九十号)

「「日」(格)」  「日」(格)  「日)  「日)  「日)  「日)  「日)  「日)  「日)  「
八条第四項又は第五項に規定する権限に属するものを除く。)のう

地方公共団体の手数料の標準に関する政令 (平成十二年政令第十六号)

	録の更新の申請に対する	録に関する事務		する審査	
	定に基づく貸金業者の登	づく貸金業者の登		の登録の更新の申請に対	に関する事務
	る法律第三条第二項の規	第二項の規定に基		の規定に基づく貸金業者	く貸金業者の登録
十五万円	2 貸金業の規制等に関す	第三条第一項及び	十五万円	2 貸金業法第三条第二項	二項の規定に基づ
	録の申請に対する審査	法律第三十二号)		查	三条第一項及び第
	定に基づく貸金業者の登	律 (昭和五十八年		の登録の申請に対する審	律第三十二号)第
	る法律第三条第一項の規	規制等に関する法		の規定に基づく貸金業者	(昭和五十八年法
十五万円	1 貸金業の規制等に関す	百四の二貸金業の	十五万円	1 貸金業法第三条第一項	百四の二(貸金業法
		一~百四 (略)			一~百四 (略)
金額	手数料を徴収する事務	標準事務	金額	手数料を徴収する事務	標準事務
	る金額とする。	れ同表の下欄に掲げる金額とする。		る金額とする。	れ同表の下欄に掲げる金額とする。
についてそれぞ	同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞ	金額は、同表の中欄に	についてそれぞ	同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞ	金額は、同表の中欄に
の政令で定める	ついてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める	ついてそれぞれ同表の	の政令で定める	ついてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める	ついてそれぞれ同表の
げる標準事務に	数料を徴収する事務」という。) は、同表の上欄に掲げる標準事務に	数料を徴収する事務」	げる標準事務に	数料を徴収する事務」という。) は、同表の上欄に掲げる標準事務に	数料を徴収する事務」
もの(以下「手	同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの(以下「手	同項の当該標準事務に	もの(以下「手	同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの (以下「手	同項の当該標準事務!
肉げる事務とし、	務(以下「標準事務」という。) は、次の表の上欄に掲げる事務とし、	務(以下「標準事務」	<sup>肉</sup> げる事務とし、	務(以下「標準事務」という。) は、次の表の上欄に掲げる事務とし、	務(以下「標準事務」
政令で定める事	して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事	して定めることが特に	政令で定める事	して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事	して定めることが特に
て全国的に統一	地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一	地方自治法第二百二	て全国的に統一	地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一	地方自治法第二百二
	現行			改 正 案	

	百四~百八	
	씯	
	占	
	八	
	(略)	
	1	
	古	
	百四	
	百四~こ	
	百四~百八	
	百四~百八	
	百八	
	百四~百八 (略)	
	百八	
	百八	
	百八	審
	百八	審査
	百八	審查
	百八	審査
	百八	審查
	百八	審査
	百八	審査
	百八	審查
	百八	審査
	百八	審查
	百八	審查
	百八	審査
	百八	審査
	百八	審査

確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)

2~7 (略)	2~7 (略)
十八~二十一 (略)	十八~二十一 (略)
在地	
第二条第二項に規定する貸金業者を主たる営業所又は事務所の所	定する貸金業者を主たる営業所又は事務所の所在地
十七 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)	十七 貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号) 第二条第二項に規
一~十六 (略)	一一个十六 (略)
場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。	場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。
財務局長(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある	財務局長 ( 当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある
は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する	は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する
号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限	各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限
た権限 (以下この条において「長官権限」という。) のうち、次の各	れた権限 (以下この条において「長官権限」という。) のうち、次の
第五十八条 法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任され	第五十八条 法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任さ
(金融庁長官の権限の委任)	(金融庁長官の権限の委任)
現	改正案

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令(平成十四年政令第二百六十一号)

改正案	現行
(金融等業務)	(金融等業務)
第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に	第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に
掲げる金融機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務と	掲げる金融機関等(法第二条に規定する金融機関等をいう。以下同
する。	じ。) の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。
十一 法第二条第二十九号に掲げる金融機関等(以下「貸金業者」	十一 法第二条第二十九号に掲げる金融機関等(以下「貸金業者」
という。) 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一	という。) 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三
項に規定する貸金業	十二号)第二条第一項に規定する貸金業
十二 法第二条第三十一号に掲げる金融機関等 貸金業法第二条	十二 法第二条第三十一号に掲げる金融機関等 貸金業の規制等に
第一項本文に規定する貸付けの業務	関する法律第二条第一項本文に規定する貸付けの業務
十三~十八 (略)	十三~十八 (略)
(貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)	(貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)
第十五条 (略)	第十五条 (略)
2 (略)	
条第一項の都道府県知事の登録を受けた貸金業者(以下この条にお3)貸金業者に対する長官検査等権限に属する事務は、貸金業法第三	等に関する法律第三条第一項の都道府県知事の登録を受けた貸金業3(貸金業者に対する長官検査等権限に属する事務は、貸金業の規制)
いて「都道府県貸金業者」という。) に関するものに限り、都道府県	者(以下この条において「都道府県貸金業者」という。) に関するも

4 (略)	することを妨げない。	知事が行うものとする。
		。ただし、
		金融庁長官が自らその権限を行使
4 (略)	自らその権限を行使	のに限り、
	惟限を行使することを妨げない。	都道府県知事が行うものとする。 ただし、 金融庁長官が
		ただし、
		金融庁長官が

信託業法施行令(平成十六年政令第四百二十七号)

- Q (H)	十四~二十一()各)十三(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)		とおりとする。	第四条 法第五条第二項第六号に規定する政令で定める法律は、次の	(免許の基準となる法律の範囲)	改正案
- [2] (田)	十四~二十一(38)十三(貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)		とおりとする。	第四条 法第五条第二項第六号に規定する政令で定める法律は、次の	(免許の基準となる法律の範囲)	現

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第百四十六号)

二百七十五~四百十四 (略)	二百七十四(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)	―~二百七十三 (略) とする。	公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおり	改正案	
二百七十五~四百十四 (略)	十二号) 二百七十四 貸金業の規制等に関する法律 (昭和五十八年法律第三	―~二百七十三 (略) とする。	公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおり	現行	

消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令(平成十九年政令第百七号)

二十五~三十八(略)	二十四(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)	一~二十三 (略)	次のとおりとする。	第一条 消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、	改 正 案	
二十五~三十八 (略)	号)		次のとおりとする。	第一条 消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、	現行	

厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)

二 (略)	二 (略)
店又は主たる事務所を有する法人	たる事務所を有する法人
規定する者 (以下「短資業者」という。) であつて、日本国内に本	者 (以下「短資業者」という。)であつて、日本国内に本店又は主
る法律施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)第一条第三号に	(昭和五十八年政令第百八十一号)第一条の二第三号に規定する
第十八項に規定する投資信託委託業者及び貸金業の規制等に関す	第二条第十八項に規定する投資信託委託業者及び貸金業法施行令
投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条	信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)
合会、信託会社、保険会社、無尽会社、証券会社、投資信託及び	合会、信託会社、保険会社、無尽会社、金融商品取引業者、投資
業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連	業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連
央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁	央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁
信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中	信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中
一銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、	一 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、
関等は、次に掲げるものとする。	関等は、次に掲げるものとする。
第三十九条の六 法第百三十六条の三第一項第四号に規定する金融機	第三十九条の六 法第百三十六条の三第一項第四号に規定する金融機
できる金融機関等)	できる金融機関等)
(法第百三十六条の三第一項第四号に掲げる契約を締結することが	(法第百三十六条の三第一項第四号に掲げる契約を締結することが
現行	改正案

日本銀行法施行令 (平成九年政令第三百八十五号)

2 (略)	第三号に掲げる者四(貸金業法施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)第一条の二	一〜三 (略) は、次に掲ける者とする。	第十条 法第三十七条第一項に規定する政令で定める金融業を営む者 (一日) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (5) (5) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	(一時貸付けの対象となる金融機関等)	改正案
2 (略)	十一号)第一条第三号に掲げる者条の二 四 貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第百八	一〜三 (略)   は、次に掲げる者とする。	第十条 法第三十七条	(一時貸付けの対象となる金融機関等)	現行

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行令(平成十年政令第三百七十一号)

		т <b>Б</b>			
第三号に掲げる者	六(貸金業法施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)第一条の二一〜五(略)	項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。	金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第二条第二	改正案	1916年本書の第一人では、1916年上で、(一十三)年二十二、三十二十二、三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
十一号)第一条第三号に掲げる者	六(貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第百八一〜五)(略)	項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。	金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第二条第二	現行	F - 4 1 4 2 2 1 1 1 1 4 2

確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号)

二 (略)	者であって、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人(昭和五十八年政令第百八十一号)第一条の二第三号に規定する第二条第十八項に規定する投資信託委託業者及び貸金業法施行令信託及び投資法人に関する法律( 昭和二十六年法律第百九十八号)	合会、信託会社、保険会社、無尽会社、金融商品取引業者、投資業協同組合連合会、水産加工業協同組合、漁業協同組合、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、機関等」という。)は、次に掲げるものとする。 機関等」という。)は、次に掲げるものとする。 (基金の自家運用に関する契約の相手方)	改 正 案
二(略)	規定する者であって、日本国内に本店又は主たる事務所を有するる法律施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)第一条第三号に第十八項に規定する投資信託委託業者及び貸金業の規制等に関す投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条	合会、信託会社、保険会社、無尽会社、証券会社、投資信託及び ・ 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、 機関等」という。)は、次に掲げるものとする。 機関等」という。)は、次に掲げるものとする。 機関等」という。)は、次に掲げるものとする。 (基金の自家運用に関する契約の相手方)	現行

年金積立管理運用独立行政法人法施行令(平成十六年政令第三百六十六号)

住宅融資保険法施行令 (昭和三十年政令第百三十二号)

二項に規定する貸金業者である法人とする。 定める法人は、貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第第一条 住宅融資保険法(以下「法」という。)第二条第三号の政令で(資金の融通を業とする法人)	改正案	
一条第四号に掲げる者である法人とする。 の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者である法人及び貸金業第一条 住宅融資保険法(以下「法」という。)第二条第三号の政令で(資金の融通を業とする法人)	現行	

別表一 名 称 貸金業協会 組合等登記令 (昭和三十九年政令第二十九号) (第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条関係) 根拠法 貸金業法(昭和五十八年法 律第三十二号) 改 正 案 資産の総額 登記事項 別表一 (新設) (第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条関係) 現 行

19 / 21

債権管理回収業に関する特別措置法施行令(平成十一年政令第十四号)

	(削る) (削る) (略)	者とする。第二条第一項第一号ヌに規定する政令で定めるものは、次に掲げる	第一条 債権管理回収業に関する特別措置法 (以下「法」という。)(貸付債権の主体)	改正案
際現に同号の規定により大蔵大臣が指定しているもの八十一号)第一条第四号に掲げる者であって、この政令の施行の	十五(貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第百一〜十四)(略)	とする。 二条第一項第一号ヌに規定する政令で定めるものは、次に掲げる者	第一条 債権管理回収業に関する特別措置法(以下「法」という。) 第(貸付債権の主体)	現行

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令 (平成十一年政令第百五十六号)

改正案	現行
(金融業者の定義)	(金融業者の定義)
第二条 法第二条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる	第二条 法第二条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる
ものとする。	ものとする。
貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定	貸金業の規制等に関する法律 (昭和五十八年法律第三十二号)
する貸金業者	第二条第二項に規定する貸金業者
二 貸金業法施行令 (昭和五十八年政令第百八十一号) 第一条の二	二(貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第百八)
第三号及び第四号に掲げる者	十一号)第一条第三号から第五号までに掲げる者
三 (略)	三 (略)